

青森県報

第三千六百八十九号

平成二十五年
五月十日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 課 ……)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同 ……)	一
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障 害 福 祉 課 ……)	二
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同 ……)	二
道路の区域の変更……………	(道 路 課 ……)	二
公 告		
建設業者の許可の取消し……………	(西 北 地 域 局 ……)	三
右 同……………	(同 ……)	三
右 同……………	(同 ……)	三
右 同……………	(同 ……)	三
出先機関		
土地改良区の役員の就任……………	(三 八 地 域 局 ……)	四
土地改良区の定款変更の認可……………	(同 ……)	四
土地改良区の役員の退任……………	(同 ……)	四
人事委員会		
人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(職 員 課 ……)	四

公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課)…五

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同 ……) ……六

正 誤……………

平成二十四年十月十五日定例選挙管理委員会中……………

(選挙管理委員会事務局)…八

告

示

青森県告示第三百九十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所の名称	所在地	指定年月日
	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の四				

青森県告示第三百九十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	
	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	
介護予防サービスの種類	訪問介護	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六
	介護予防	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六
介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	年月日
	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六	平成二十五年五月十日

青森県告示第百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	
	社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	
障害福祉サービスの種類	就労継続B型支援	指定就労継続支援B型事業所第二	上北郡東北町字土場三五
	就労継続B型支援	指定就労継続支援B型事業所第二	上北郡東北町字土場三五
障害福祉サービスを行う事業所	名称	所在地	年月日
	指定就労継続支援B型事業所第二	上北郡東北町字土場三五	平成二十五年五月十日

青森県告示第百九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	
	一般社団法人日々木の森	十和田市大字相坂字高見一四七の八九	
障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	名称	所在地
	放課後等デイサービス	てみる	十和田市大字二本木字東小稲一七四の二九七
障害児通所支援事業を行う事業所	名称	所在地	年月日
	てみる	十和田市大字二本木字東小稲一七四の二九七	平成二十五年五月十日

青森県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の敷地の幅員	敷地の延長	備考
			三戸郡南部町大字剣吉字前田八の一〇から三戸郡南部町大字剣吉字前田二の一まで	二四・六〇メートルから二四・六五メートルまで	二六八・八六メートル	

1	県 道	軽米名川線	三戸郡南部町大字剣吉字前田八の二〇から 三戸郡南部町大字剣吉字前田一の二まで	後	前
				一七・九三メートルから 五七・二三メートルまで	三二・八〇メートルから 八一・六〇メートルまで
				三〇三・七七メートル	三〇三・七七メートル

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社応電社
 - 二 代表者の氏名 神 孝幸
 - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字田町二〇
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一二五四号
 - 五 取消年月日 平成二十五年四月十九日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 トーオー株式会社
 - 二 代表者の氏名 岩崎 泰彦
 - 三 主たる営業所の所在地 十和田市稲生町六の一五
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第七九二六号
 - 五 取消年月日 平成二十五年四月十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築、屋根工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日 青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中栄建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 中野渡 石雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西一番町一五の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第三三二九号
- 五 取消年月日 平成二十五年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中栄建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 中野渡 石雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西一番町一五の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二〇）第三三二九号
- 五 取消年月日 平成二十五年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	高橋 仁	三戸郡南部町大字小泉字上館野八の四	平成二五・四・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成二十五年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	岡山 時夫	上北郡東北町字滝沢平一の七一九	平成二五・四・二七

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四 ○(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 ○(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項の第八号中二をホとし、同号八中「二」を「ホ」に改め、同八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

八 総括主幹(給与制度に関する事務を担当するものに限る。)

別表第一号の表知事部局の項の第十一号中 「イ 副参事」を「副参事」に改める。

別表第二号の表地域県民局の項の第七号中「次長」の下に「(地域整備部の人事事務等を主として担当するものに限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。)(第二條の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 講習の区分

法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十五年六月二十四日(月)から同年七月一日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

八人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)(の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四條に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一條第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十五年五月二十七日(月)から同月三十一日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十八号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十五年六月二十七日（木）から同年七月一日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十五年五月二十八日（火）から同月三十一日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(三) 五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千元を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

正 誤

平成 西・二〇一五 第三六〇四号	発行 年月 日 番 号
青森県選挙管理 委員会告示	区 分
第六一 号	番 号
六	ペ ー ジ
下	段
表 中	行
一〃 おいらせ町山崎二五八二の	誤
一〃 おいらせ町山崎二五八二の	正

選挙管理委員会事務局

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七 七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭